

答 申

1 審査会の結論

佐賀県議会議長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和 6 2 年佐賀県条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、「自由民主党佐賀県議会議員団所属の〇〇県議の政務活動費について H24. 12. 31 付領収書番号 5 の〇〇〇〇〇〇研究会に半年分 36,000 円の支払いがあり。その研究会の実態を示す会則、会計報告、事務所の設置等すべて。5 年間分」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成 2 7 年 7 月 8 日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件文書は公文書として管理していないとして、不存在決定を行い、平成 2 7 年 7 月 1 4 日、異議申立人に通知した。

（3）異議申立て

異議申立人は、本件処分のうち、本件請求公文書の不存在決定を不服として、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、平成 2 7 年 7 月 1 7 日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が理由説明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

（1）本件開示公文書について

政務活動費に関しては、佐賀県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項により、「会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を（略）議長に提出しなければならない」とされている。

また、同条第 3 項により、「収支報告書には、領収書その他証拠書類の写

し（以下、「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない」とされている。

ここで、条例にある「領収書等の写し」の範囲については、条例ではなく、「政務活動費の手引」において明らかにされており、当該手引では、議長へ提出する写しについては、次の二つが規定されている（二つあわせて証拠書類と総称）。

- ・領収書 支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類
- ・支払証明書 領収書等が取得できない場合にあっては、「政務活動費支払い証明書」

以上により、「〇〇〇〇〇〇研究会の実態を示す会則、会計報告、事務所の設置等すべて」については、議長へ提出する必要がある「領収書等の写し」には当たらず、公文書として不存在であることから、不存在決定を行った。

#### 4 異議申立ての理由の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べていることは、概ね次のとおりである。

- (1) 政務活動費といえども、その支払いの根拠となる契約書等がなければならず、不透明であり、領収書の意味がない。手引によれば、5年間の保存が義務付けられており、なぜ公文書ではないと考えているのか不明。
- (2) 事務所で管理していないから公文書ではないと考えるのか。会派で管理しており、議長に対して会派届を提出して政務活動費を受領した時点でその活動費に関わる領収書をはじめ、その支払い根拠となる資料は議会で保管する公文書ではないのか。議長が責任者であり、保管義務がある。事務局の手元になくても会派にあれば、議会全体では公文書である。事務局で領収書として保管しているもののみが公文書ではない。根拠なき領収書は架空であり、不適切である。
- (3) 政務活動費は、会派（所属県議）が議長あてに申請して受領することになっている。要するに会派（所属県議）と議会（議長）は県民の立場から判断すれば一体化したものであり、公金の支出がなされているものと理解する。したがって県民の理解を得られるよう公平・公正に情報は公用すべきで県民の「知る権利」は尊重されねばならない。
- (4) 政務活動費は会派（所属県議）で勝手に使用できるものではなく、本来の政務活動いわゆる「政務活動費の手引」の目的に応じて県民の理解を得られるものでなければならない。政務活動は多種多様にわたるものであり、その

都度、会派（所属県議）内で検証されねばならない。

- (5) 理由書によれば、条例第9条第1項、条例第3項の解釈は形式的であり、条例と手引の取り決めを実質的な法体系として取り扱うべきである。議長へ提出する必要がある「領収書の写し」のみを公文書とするが、行政の事務手続として、その根拠となる文書等も保存せねばならず、当然監査も受ける対象となる。したがって議会事務局に保管されている分を公文書と解し、それ以外すなわち会派（所属県議）等で活動費として5年間保存義務があるものを含めて公文書として不存在とする解釈は県民の情報開示の権利をないがしろにして透明性・信頼性を欠くことになる。

それでは、県民はどうすれば、領収書の目的や根拠をしる事ができるのか。年間を通じてなされる支出はどうチェックできるのか。住所や連絡先もない領収書は通用するのか。領収書が本物かどうかチェックできない。いずれにしても、条例と手引は一体化したものであり、活動費の全容を示したもので形式的な判断ではなく実質的な判断で公文書の範囲を考えるべきである。

政策的な点で、議長の熱意で会派（所属県議）を指導して県民の期待に答えてほしい。

## 5 審査会の判断

審査会は、実施機関の理由説明書並びに異議申立人の異議申立書及び意見書の内容を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

### (1) 本件文書について

本件処分で不存在とされ、異議申立人が請求した文書は、県議会議員の政務活動費について平成24年12月31日付け領収書番号5で〇〇〇〇〇〇研究会に半年分36,000円が支払われたことについてその研究会の実態を示す会則、会計報告、事務所の設置等すべて、5年間分である。政務活動費の支出に関する証拠書類は、佐賀県政務活動費の交付に関する規程第5条により、会派の経理責任者が保管することと定めているが、実施機関によると、本件請求文書については、議員個人が保管しているのか、会派が保管しているのかは不明だという。

### (2) 本件文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書については、佐賀県政務活動費の交付に関する条例に基づく収支報告書の添付書類には該当せず、議会で公文書として管理していないため、不存在決定をしたと主張している。

審査会で調査したところ、政務活動費に関する規程等については、佐賀県政務活動費の交付に関する条例及び佐賀県政務活動費の交付に関する規程

以外に存在しない。佐賀県政務活動費の交付に関する条例第9条で会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならない。収支報告書には、領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならないとしている。領収書その他の証拠書類の写しの範囲については、その範囲を佐賀県議会が作成する「政務活動費の手引」により定めており、支払いを証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類を各様式に従い徴し、領収書等が取得できない場合にあっては、「政務活動費支払証明書」を整備するものと記載している。実施機関は、この規程等に基づき事務処理を行っているが、実際の運用としては、規程等により会派から提出された証拠書類以外に、議長に提出義務がなく、会派で保管すると定められている政務活動記録票等の資料についても、会派から資料を徴し、確認を行い、実施機関でその写しを保管することなく、会派に返却している。また、国外・県外視察分の政務活動記録票等については、議長への提出義務はないが、閲覧希望が多いため会派からその写しを徴し、閲覧に供している。

したがって、本件請求文書については、規程上、議会で保有すべきものには該当せず、また、実際の運営上、議会が保有しているものにも該当しないため、実施機関では請求内容に該当する文書を保有していない。当該文書を保有していない以上、不存在決定をせざるを得ない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 27 年 7 月 22 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 8 月 3 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 27 年 8 月 21 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 9 月 1 日 (平成 27 年度第 5 回審査会)	・ 審 議
平成 27 年 10 月 13 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)